

北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則

北上市児童生徒就学援助費支給規則（平成26年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
援助費	対象経費	支給額(年額)	支給時期	援助費	対象経費	支給額(年額)	支給時期
新入学児童生	[略]	(1) [略]	[略]	新入学児童生	[略]	(1) [略]	[略]
徒学用品費		(2) 中学校 <u>60,000円</u>		徒学用品費		(2) 中学校 <u>63,000円</u>	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北上市児童生徒就学援助費支給規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。